



発行 新潟県

号外 1
令和4年1月19日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

54 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)



◎新潟県告示第54号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 1- { 1- [1- (4-ブロモフェニル)エチル] ピペリジン-4-イル } -1, 3-ジヒドロ-2H-ベンゾ [d] イミダゾール-2-オン (通称名: Brorphine) 及びその塩類
- (2) 5- (シクロヘキシルメチル) -2- (2-フェニルプロパン-2-イル) -2, 5-ジヒドロ-1H-ピリド [4, 3-b] インドール-1-オン (通称名: CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL-CHMEGACLONE、CHM-SGT-151) 及びその塩類
- (3) メチル=2- [7-アザ-1- (5-フルオロペンチル) -1H-インドール-3-カルボキサミド] -3, 3-ジメチルブタノアート (通称名: 5F-MDMB-P7AICA) 及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和4年1月20日